

意見案第 2 号

J R 北海道路線存続に向けた意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 30 年 6 月 25 日

提出者 富良野市議会議員 黒 岩 岳 雄 ⑩

賛成者 同 石 上 孝 雄 ⑩

同 同 佐 藤 秀 靖 ⑩

同 同 水 間 健 太 ⑩

同 同 本 間 敏 行 ⑩

同 同 萩 原 弘 之 ⑩

同 同 岡 本 俊 ⑩

- 提出先 - 北海道知事

ＪＲ北海道路線存続に向けた意見書

ＪＲ北海道は、平成 28 年 11 月「ＪＲ単独では維持困難な線区」として 10 路線 13 区間を公表し、路線廃止を前提とした拙速な見直しに対する危惧から、対象となる市町村を中心に北海道内で大きな不安が広がっている。

鉄道は、地域住民の暮らしや産業経済を支える重要な公共交通機関であり、さらに国が進めている「観光立国」に向けたインバウンドの拡大にとって、外国人観光客に人気の高い北海道の交通ネットワークの維持は重要である。

北海道が進める地域連携による広域観光ルートとしての「道北、道東広域観光周遊ルート」の推進、さらに中空知と道東を結ぶルートとして、富良野線、根室本線の全線維持は必要である。

また、日本の食糧基地である道内の農畜産物輸送においてもＪＲ路線は大きな役割を果たしており、北海道経済さらには日本国内の食糧問題にまで大きな影響を及ぼすものである。

国は、国鉄民営化の時点でＪＲ北海道が将来とも黒字経営になることが難しいとの判断から、経営安定基金を設けたが、想定を大きく下回る低金利により運用益が大幅に減少したことから、経営環境は厳しい状況となっており、国において、将来的にもＪＲ北海道が路線を維持し、安定した経営が行えるよう抜本的な対策が必要である。

北海道においては、道民の生活基盤、経済産業の維持発展のためＪＲ北海道路線存続に向け、主体的な行動をとられるとともに、国に対し以下の点について強く要請するよう要望する。

記

- 1．収支悪化要因である老朽施設の改修・更新など施設の安全投資に対する新たな支援策を講じること。
- 2．自然災害により不通となっている「根室本線(東鹿越～新得間)」の早期災害復旧を図るよう支援を講じるとともに、災害再発防止に向けた治山治水対策等を実施すること。
- 3．経営安定基金の運用益が低下していることから、ＪＲ北海道が経営努力のもと安定した経営ができるよう、国の支援のあり方を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 29 日

富 良 野 市 議 会